

# 逗子市介護人材確保事業補助金

市内介護事業所のみなさんへ

## 今年も採用、 オススメです



逗子市では市内介護事業所（注1）において  
主に身体介護に従事する介護職員の方（注2）を新たに採用した場合に、  
その経費として 1事業所あたり5万円を補助させていただきます。  
使い方に指定はありませんが、  
採用した方が長く勤務していただけるようにご活用ください。

介護職員を採用する



90日以上雇用する



5万円を交付します



（注1）介護保険法に規定する指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所を言います。

（注2）上記介護事業所において、主に身体介護サービスの提供に従事する職員で概ね週16時間以上勤務する方を言います。なお、支給の要件として採用から90日間以上継続して雇用されている必要がありますので、採用は遅くとも令和7年1月1日までとなります（その他にも支給要件があります）。

- 予算に限りがあるため、交付要件に該当されても、ご要望に沿えない場合があります。申請受付順に交付します。
- 市内介護施設（特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設）を対象とした補助制度については、高齢介護課へお問い合わせください。
- 新たに介護職員として採用された方、介護初任者研修又は実務者研修を受講された職員の方に対する助成も行っています。詳細は市役所高齢介護課へお問い合わせください。

問合せ 高齢介護課介護保険係 TEL 046-873-1111（内246）